

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 432

平成19年 8月27日(月曜日)

# 社 外 重 役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F  
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

人 事

## 在宅勤務制度を成功させる3要素 情報漏洩防止・生産性向上・評価

仕事と家庭の両立を目指す企業の支援策は短時間勤務制、在宅勤務制など、様々な勤務形態を採用し始めた。政府も優良企業を「ファミリー・フレンドリー企業」として表彰するなど積極性が目立つ。「在宅勤務」は育児・介護休業法の施行や景気回復による人手不足、優秀な人材の確保策に、あらためて見直されている。

松下電器は今年4月から国内最大規模となる約3万人を対象に本格導入した。この分野で先行した日本IBM、試験的導入のニチレイフーズなど、各社の導入例から制度定着のカギは3つ。情報漏洩対策、生産性向上策、コスト管理・個人評価のやり方、が共通項だった。

情報漏洩対策では、パソコンに3重のパスワードをかける、同居者に同業他社の勤務者はいないか、機密保持を確保するスペースはあるかを事前に調べるなど徹底する。執務スペースの確保を職務規定に明文化するのは公私混同による生産性向上の阻害要因を取り除く思惑もある。

在宅勤務中は同僚との連絡・相談を素早く行えるように専用回線を結ぶ例もあり、長時間の連絡遅れは評価を下げる。電話料金・交通費などの経費負担は各社各様だが、勤務時間は通常勤務者と同じ扱いが基本。在宅勤務者の個人評価は難しいが、期初の目標設定に対して、期末に達成度を確認する仕組みが一般的だ。勤務場所こそ違おうが、通常勤務者と同じメンタリティの維持、向上が成否を分けるようだ。

税務会計

## 少額資産は会計処理に注意が必要 固定資産税との関係を考慮すべき

少額減価償却資産の会計処理で留意すべきことの一つに、地方税の固定資産税との関係がある。税法上、取得価額10万円未満の減価償却資産は、少額減価償却資産として即時償却を認めている。また、取得価額が20万円未満の減価償却資産については、通常の減価償却のほかに、3年均等償却する一括償却制度がある。

10万円未満の資産の損金算入と3年均等償却は、すべての事業者が対象となるが、青色申告書を提出する中小企業者等は、さらに、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その取得価額の全額を損金算入できる特例がある。

つまり、中小企業者等が取得価額30万円未満の資産を取得した場合、通常の減価償却以外に選択肢が3つあることになる。特に取得価額10万円以上20万円未満の資産を取得したケースでは、特例を適用して即時償却するか3年均等償却するか迷うところだ。もちろん、その事業年度の損益などが大きな判断材料となろうが、それ以外に考慮したいのは地方税の固定資産税との関係だ。

固定資産税は、通常の減価償却では当然課税客体だが、10万円未満の資産の即時償却や3年均等償却を選択した資産にはかからない。ところが、中小企業者等のみ適用される30万円未満の資産の即時償却を選択した場合は、10万円未満の資産を除き固定資産税がかかる。

少額減価償却資産の会計処理は、固定資産税も考慮に入れた判断が必要になってくるわけだ。

今週のキーワード

ファミリー・フレンドリー企業

両立支援策は、社内託児・保育所が直接的支援、育児・介護休業、出産退職後の再雇用、在宅・短時間勤務は間接的支援とされるが、短期的には企業側の負担増となる。しかし優秀な人材確保のメリットは大きく、短時間・在宅勤務制は将来的投資とされる。ファミリー・フレンドリー企業はアメリカではランキングも発表されるなど有能人材確保の一手段となっている。日本は毎年10月を「仕事と家庭を考える月間」とし、法の基準を超え利用者の多いことを前提に表彰される。